

国民生活と軍縮問題

国立国会図書館

A651  
118

0056191000

0056191-000

A651-118

国民生活と軍縮問題

海軍省海軍軍事普及部

1934

AJB

A651  
118

昭和九年十月

# 國民生活と軍縮問題

(以印刷代講義)

海軍省海軍軍事普及部

A651  
118

391.1



1028461

## 國民生活と軍縮問題

の關係は國民生活問題と密接にあり

從來軍縮問題と云へば、海軍當局や外交當局のやる事で國民生活には無關係の様に思つて、海軍力の對外比率が七割であらうと六割であらうとそんな事はどうでも良いと云ふ風に考へて居た人もあつたやうであるが、是は誠に飛んだ間違で國民生活を無視して軍縮條約も軍備もあつたものではない。

國運の正當なる發展を期し、國民生活を幸福ならしめんとして國策が生れ、此の國策を遂行せんが爲に海軍政策も軍備も生れ軍縮條約も生れて來るのである、即ち軍縮條約は國運の發展を期し、國民生活を幸福ならしむることを目的とすべきものであつて、國民が舉つて之に關心を持たなければならぬもので

ある。

我國は國土狹少で天惠に乏しく加ふるに人口は稠密である。學者の計算によると我國の領土は世界の土地の〇・五%であつて人口は世界全人口の五%である、即ち我國の人口密度は世界の平均より約十倍多いことを示すものであつて、昭和五年の調によると一平方糸の人口密度米國一四人、英國一三人、佛國九人、伊國一七人に對して我國は一三七人(内地、朝鮮、臺灣、樟太、關東州、南洋を含む)で押すな押すなの有様である。(註、ブラジルは四・七、アルゼンチン四・一、加奈陀は一・一、濠洲の如きは僅に〇・八に過ぎない)斯の如く彼等は有り餘る土地を有して居るのに我國は御覽の通り山の嶺までも耕して最早耕作せんにも土地がない、漁師は數百浬の海上に乗り出して漁業に從事し百姓は寸尺の土地をも惜しんで耕して居る。我國は山嶺が多いので可耕面積は全面積の僅に五分の一に過ぎず、可耕面積一平方糸に對する人口密度は世界一で實に一、一一二人である。(米國

は九三人)、之を農民一人當の面積にすると米の一・二・八町歩英の三・九町歩に對して我國は僅に〇・四五町歩と云ふ有様で、加ふるに年々約百萬の人口が増加して行くのであるから我々は經濟的に發展して行くより外途はないのである。

日本人は由來勤勉努力の國民であるが爲、何れの國も之と競争することが出来ず、其の爲何れの國でも日本人の入國を歓迎しない。我國は一九〇六—一九〇七年頃には米國に三萬人以上の移民を送つて居り、加州の如きは日本農民の爲に開發されたと云つても過言ではないが、一度荒蕪地が開墾されると忽ち排日運動が盛になり、終に一九二四年には排日移民法が米國上下兩院を通過して米國市民たり得ざる外國人の入國を禁止する事になつて再渡航移民の外は禁止せらるゝ事となり事實上殆んど根絶することとなつた。その他加奈陀も濠洲も亞弗利加も新西蘭も舉つて排日であつて、最近に至つては南米ブラジル迄もその珈琲園が日本人によつて大に開拓せられたのも忘れて、「日本人を同化し難い

とか優生學上劣等」だなど、云々輕言を浴びせて、「一ヶ年の移民入國數は當該

移民最近五十年間にブラジルに定着した總數の二分を越ゆるを得ず」と云ふことになつて、從來毎年二萬人以上渡航して居つたものが約二千八百名に制限せられる様になつた。外國には飼人跡未踏の地さへあるに、如斯日本人の入國は嚴重に禁止又は制限して居る、是等はいづれも日本移民の劣等なるが爲に非ずしてその仕事の能率に於て白人が太刀打出來ないからだ、斯くして彼等は世界の現状維持を唱へて居る、そして日本を以て「附寧に附つた猛獸」など、惡評を下して居るが斯う云ふ態度は我國民の神經を刺戟して國交上誠に面白からざる事であるが、兎も角日本人は如斯何れの國よりも歓迎せられないで此の狭い國土の中に寄縮せしめられんとして居る。

次に貿易の狀況を見るに我國で餘つて居るのは殆ど生糸のみで、從來我國は之を輸出して他の生活資料を輸入して居るのであるが、此の生糸は主として米

國婦人を顧客とするもので元來が贅澤品であるから世界不況以來米國の需要が激減して價格が暴落し、我國民經濟は大打撃を蒙つて居る。

我國の生活必需品の輸出入の狀況を最近三ヶ年の平均で調べて見ると衣料に於て朝及人朝は勿論輸出超過であるが、棉、毛、麻等は一億八千百萬圓も輸入超過であり、又過去五ヶ年の平均で食料は八千九百萬圓、住宅材料は四千七百万圓、其他四億五千百萬圓の輸入超過である（其の他の中の主なるものは鐵、機械類、肥料、礦油、生ゴム等である）。是等の夥しき輸入超過は前記の如く主として生糸を賣る金で賄つて居るのであるが年々若干の輸入超過を見つゝあるのは遺憾である。之に依つて我國民經濟が如何に海外貿易に依存して居るか明かであらう。されば一度此の海上交通が杜絶えた時には如何なる狀況に立ち至るか、蓋し思半ばに過ぐるものがあらう。

最近日本商品の世界的進出は實に目覺ましいものがあるが、各國は何れも或

は關稅の障壁を高くし、或は輸入割當を行ふ等邦品の防遏に懸命である。此の數年は世界各國共、所謂世界的不景氣で貿易は萎縮して居るが日本に於てはその程度が輕微である。今一九二九年を一〇〇とすれば貿易萎縮の状況、輸出に於て英國五〇、米國三二に對し日本八七、輸入に於て英國五七、米國三三に對し日本八七である。(國勢社統計) 以て我國の貿易が如何に活潑に發展の状況にあるかが窺ひ知られよう、彼等は我國に對し事實上の經濟封鎖を行はんとして居るが水の高きより低きにつくが如く良貨は必ず劣貨を驅逐する。國民は益々奮勵努力して廉價なる優良品をドシ〜生産して益々世界の市場を席巻する意氣込が欲しい、而して日の丸の旗を掲げた四百餘萬噸の日本商船は軍艦旗の後援の下に世界の隅々まで進んで行つて益々販路の擴張を圖らなければならぬ、我國の如く土地狭く人口多き國に取つては海運業の如きは最も適當した事業の一つであるから今後益々その發展に期待するのである。

#### 日本の國策

我國の商品は右の如く世界中に飛躍して居り今後尚益々發展せしめねばならないが、我國の國策は決して他國を領有せんとするが如き侵略的のものではない、友邦滿洲國と提携して東洋に發展し歐米諸國と相並んで世界の不和及人類の福祉増進に寄與しようとして居るのであつて、從つて東洋の平和維持と云ふ事は日本の根本國策であらねばならぬ。

日本が工業國、海運國として經濟的發展をなして行く上には東洋の平和といふ事は是非共必要であるが、此の日本の發展を嫉視し、妨げんとするものある時は是等の障壁を排除しなければならぬ。國策遂行の妨害者が陸正面から来る時には陸軍々備の必要があり、之が海の彼方より來る時には海軍々備の必要がある事は云々迄もない。

然し乍ら軍備が無制限に擴大しては各國民の負擔が無制限に増大するのでお互に違り切れないといふので出來たのが軍縮條約である。

軍縮條約と云ふと直ぐ経費の節減といふ事を考へるが、成る程経費の節減は軍縮條約の目的の一つには相違ないが、國防の安全感を伴はない軍縮條約の締結は安全感を充足せしめんが爲に苦しい算段をしなければならないから却つて経費の節減にはならない場合がある。倫敦條約の後制限外艦艇で海軍力の缺を補はんとして苦心慘憺して居るが如きは此の一例である。されば軍縮條約は必ず第一義として國民の安全感を満足せしめ、其の恒久的安全を期したものでなければならぬ、斯くしてこそ初めて経費の節減も望み得べく國際關係の好轉も期待し得らるゝのだ。

**軍備権の平等**　抑も個人に於ても正當防衛の権利は平等であつて、自己を防衛する権利には貴賤貧富の別が有らう筈はない。

獨立の國家間に於てもそれは同様であつて、國防の安固を期する爲必要とする限度の軍備を齊整するの権利は各國均しく之を享有するものである。或國は

大軍備を擁して大國の誇りを示すに反し或國は國の發展どころか生存の爲必要とする軍備を持つことさへ許されないと云ふが如きは生存權平等の公理に反する所である。されば國家の軍備権は必ず平等でなくてはならないので來るべき軍縮會議に於ては軍備権の平等を基調とした條約を協定せなければならぬ。

今既存軍縮條約の梗概を説明して見れば、華府會議に於ては兵力協定は主力艦、航空母艦のみのものが出來て、

**主力艦は**

|      |          |
|------|----------|
| 米　　國 | 五二五、〇〇〇噸 |
| 英　　國 | 五二五、〇〇〇噸 |

|      |          |
|------|----------|
| 日　　本 | 三一五、〇〇〇噸 |
|------|----------|

|       |          |
|-------|----------|
| 佛　伊　各 | 一七五、〇〇〇噸 |
|-------|----------|

隻數任意

主力艦單艦噸數三五、〇〇〇噸以下　備砲十六吋以下

## 航空母艦は

英・米・各 一三五、〇〇〇噸

日 本 八一、〇〇〇噸

佛・伊・各 六〇、〇〇〇噸

航空母艦單艦噸數 二七、〇〇〇噸（割當噸數の範圍内にて二隻迄三三、〇〇〇噸を認む）備砲八吋砲十門以下（噸數二七、〇〇〇噸を超ゆる場合は八門以下）

補助艦は一萬噸八吋砲以上の軍艦を建造するを得ず。

それから太平洋の防備制限の條項があつて西太平洋の島嶼の防備を現状維持とする事になつた、但し左記を包含しない。

（米）布哇、アラスカ及巴奈馬遜河地帶附近（わかり易く云へば香港を防備制限す）  
シャン諸島を防備制限す

（英）新嘉坡、加奈陀、濱洲、新西蘭（わかり易く云へば香港を防備制限す）  
而して日本は左記を防備制限す

千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及澎湖島諸島

本條約の有效期限は一九三六年十二月末日迄、但し締約國の何れかの一國より右期限の二年前に廢止の通告をしなければ本條約は引續き效力を有するので、若し何れかの國が其の後廢止の通告を出すと、その通告をした日から二年経つて本條約は無効となる、右の通告は米國政府に書面を以て爲すべく米國政府がその書面を受領した日を以て通告がなされたと看做す。何れかの一國が爲した廢止通告が米國政府に受領された日から一ヶ年以内に締約國全部は會議を開催することになつて居る。

尚華府會議に於て英米は補助艦特に潜水艦の制限又は廢止を提議したのであつたが佛蘭西及日本の反対でそれは成立しなかつた。

概略以上の様なもので主力艦航空母艦は所謂五・五・三の比率となつたのである。

當時軍艦の航續力は少なかつたから太平洋に於ける英米の海軍根據地の防備を制限して置けば軍艦の活動力を掣肘することが出来たし、その上補助艦は必要なだけ作れるので主力艦の不足は補助艦で補ふことも出来るからと云ふので

此の條約が締結されたのである。

然るに今日では米國には二萬浬の航續力を有する戰艦があるし、支那、蘇聯の空軍は發達し、浦鹽には多數の潛水艦が輸送されて居り、新嘉坡の要塞は著工事が進められ、先般米大統領が布哇を巡視して「布哇の防備は完備せり」と唱へた如くその防備は強化完備され、華府會議當時劣勢比率受諾の交換條件と目された防備制限の條項は其の價値減少し、某國の大艦隊は堂々輪形の陣を制つて太平洋を押渡らうとして居る。一方東洋には滿洲國と云ふ新聞家は生れだのであるが、四十二對一で必死の思ひで國際聯盟を脱退しなくてはならない様になつた。帝國は徒らに過去の夢を追ふて居る譯には行かぬ。華府倫敦兩條約は最早今日の時勢に適しないものになつた。吾々は斯かる不利なる拘束より速かに脱却しなくてはならない。英國あたりでも前ボーラーファス鐵守府司令長官

倫敦條約

だつたキイズ提督などは「華府條約は不完全にして且危險極る條約である」と論難して居る。

次に倫敦條約の概要は次の如くである。

| 艦種  | 日                         |                      |                          |
|-----|---------------------------|----------------------|--------------------------|
|     | 英                         | 日                    | 米                        |
| 主力艦 | 三五隻<br>〔現存艦中一隻<br>廢棄九隻保有〕 | 一五隻<br>〔廢棄九隻保有〕      | 一五隻<br>〔廢棄九隻保有〕          |
| 甲巡  | 二七二〇七〇<br>〔一二隻〕           | 四五五、四〇〇<br>〔一八隻〕     | 一九三六年未迄<br>〔一九三六年迄ハ〇、七三〕 |
| 乙巡  | 一〇八、四〇〇<br>〔一〇〇、四五〇〕      | 一八〇、〇〇〇<br>〔一四三、五〇〇〕 | 〇・六〇<br>〔一九二、二〇〇〕        |
| 驅逐艦 | 一〇五、五〇〇<br>〔五二、七〇〇〕       | 一五〇、〇〇〇<br>〔五二、七〇〇〕  | 〇・七〇<br>〔一・〇〇〕           |
| 潛水艦 | 五二、七〇〇<br>〔五二、七〇〇〕        | 五二、七〇〇<br>〔五二、七〇〇〕   | 一・〇〇                     |

右の内米國は甲巡十五隻十五萬噸を一九三五年迄に竣工す。殘餘の甲巡三隻中第十六隻目は一九三三年以前に起工せず一九三六年前には竣工せず。

第十七隻目は一九三四年以前に起工せず一九三七年前には竣工せず。

第十八隻目は一九三五年以前に起工せず一九三八年前には竣工せず。

本條約の有效期限一九三六年末日迄

本條約の目的を遂行する新條約を作成する爲一九三五年に會議を開催す。但し本條約の何れの規定も右會議に於ける何れの締約國の態度をも妨ぐることなかるべし。

大体以上の様なものであるが、日本が重要視した劣勢海軍に缺く可からざる武器たる潜水艦が其の所要量たる七萬八千噸より五萬二千七百噸に減ぜられ、

甲巡對米七割を要求したのに對して六割となつた。

然れど共同條約第十八條にある様に米國は一九三五年迄は甲巡十五萬噸迄しか建造を許されずそれ迄の對米比率は七割二分で條約の有效期限が一九三六年末日迄となつて居るので此の條約が受諾されたのである。

倫敦條約調印に際して若槻全權は特に次の如き聲明をして居る。

然レドモ軍備制限ニ關スル協定ノ締結ニ當ツチハ、國防ノ安全ヲ充分ニ考慮セザル可ラ

ザルヤ論ヲ俟タズ、帝國政府ノ方針ハ常ニ國土ヲ防衛シ極東ニ於ケル一般平和維持ノ責務ヲ遂行スルニ足ルベキ最小限度ノ海軍力ヲ保有スルヲ主眼トセルモノニシテ、日本海軍ハ如何ナル意味ニ於テモ他國民ニ懸念ヲ與フルガ如キモノニ非ザル事ハ、會議ノ内外ニ於テ余ノ既ニ屢々述べタル所ナリ。

此ノ如キ帝國ノ態度ハ將來ト雖モ何等異ルコト無カルベク、從テ若シ今回ノ條約ニシテ將來久シキニ瓦ル事態ヲ律セントスルモノナルニ於テハ、日本國民ハ其國防ニ關シ不安ノ念ヲ懷クコト無キヲ保シ難キモ、現協定ハ一九三六年迄ノ間關係各國ヲ拘束スルニ止リ、爾後各國ノ保有スペキ海軍力ニ至ツテハ次回會議ニ於テ更メテ考慮セラルベキ趣旨ナルニ鑑ミ（中略）本條約ニ承認ヲ與ヘタル次第ナリ、（中略）本條約ノ規定ハ次回會議ニ於ケル我國ノ立場ヲ何等拘束スペキモノニアラザル事、關係各國ニ明瞭ナル諒解アリタルハ帝國政府ノ重要觀スル所ナリ。

則ち此の聲明に於てもわかる様に、日本は初めから倫敦條約に満足しない事を明かにして居る。唯條約が短期間であつて、而もその有效期限内には甲級巡洋艦の對米比率も概ね七割二分に保たれるので國際關係の好轉を念願して居る

我國は苦痛を忍んで、國內的に紛糾があつたにも係はらず結局離つたのであつた。此の會議に於て佛蘭西は補助艦の制限協定をすることは國防の安全感を脅かすものであると云つて協定に參加しなかつた。佛蘭西が參加しない限り伊太利も同様であると云つて、潜水艦の單艦最大噸數及備砲に關する事の外佛伊は毅然たる態度で遂に補助艦協定に加はらなかつたのである。

來年には倫敦條約の規定に基いて會議が開かれるのであるが、それは倫敦條約を改訂する目的で開かれるのである。若し本年中に華府條約の廢棄を通告する國があれば同條約第二十三條の規定に依つて來年中に會議が開かるべくその會議は當然前記倫敦條約改訂會議と合流して開かれるであらう。然し若し華府條約廢棄を通告する國がない場合は華府條約は不動の鐵則の如く言ひ張る國があるかも知れない。我國の廟議が華府條約廢棄と決定したと聞いて吾人は大に意を強くする次第である。

又昭和十年の三月廿六日には我國が國際聯盟脫退の正式效力が發生するのである。

較日本倫敦會議當時  
米補助艦比

| 國別 |        | 倫 敦 會 議 當 時 |        | 條約量比      |
|----|--------|-------------|--------|-----------|
|    |        | 日本噸數(隻數)    | 日 / 米  |           |
| 甲  | 巡(艦齡内) | 六八・四〇〇(へ)   | 六・八四   | 一〇・〇〇〇(一) |
| 乙  | 巡(艦齡内) | 九八・四二五(三)   | 一・四〇   | 七五・〇〇〇(三) |
| 驅  | 四年以内   | 二五・二七五      | 無限大    | 〇・七〇      |
| 逐  | 八年以内   | 四二・九二〇      | 無限大    | 〇・七〇      |
| 潛  | 十二年以内  | 八四・四〇五      | 〇・四八   | 一七五・五七〇   |
| 水  | 四年以内   | 二七・七八六      | 一〇・四〇  | 二、七一〇     |
| 総  | 十二年以内  | 五〇・一六二      | 一五・二三  | 三、二九八     |
|    |        | 一一・三七       | 五一・九七〇 | 一一・〇〇     |

| 日米艦船保有量          |         | 甲巡、乙巡<br>(二〇年以内) |        | 甲巡、乙巡<br>(十二年以内) |         | 甲巡、乙巡<br>(二〇年以内) |      | 計       |      | 總                |
|------------------|---------|------------------|--------|------------------|---------|------------------|------|---------|------|------------------|
| 八<br>年<br>以<br>内 | 三五九、八九七 | 二・九四             | 八八、二九八 | 一・〇三             | 三一二、五四〇 | 三二二、一九三          | 一・〇三 | 三二二、五四〇 | 〇・六九 | 甲巡、乙巡<br>(二〇年以内) |
| 八<br>年<br>以<br>内 | 三五九、八九七 | 二・九四             | 八八、二九八 | 一・〇三             | 三二二、五四〇 | 三二二、一九三          | 一・〇三 | 三二二、五四〇 | 〇・六九 | 甲巡、乙巡<br>(十二年以内) |

昭和十一年（一九三六年）末に於ける日米兩國の艦齡内完成艦船保有量は次の如くなる。

| 艦種             | 日   | 本   | 順數比  | 米   | 國   | 單位千噸<br>以上同じ |
|----------------|-----|-----|------|-----|-----|--------------|
| 主力艦            | 隻數  | 噸數  |      | 隻數  | 噸數  |              |
| 航母             | 九   | 二七二 | 〇・六〇 | 一五  | 四五五 |              |
| 輔助艦<br>(巡、驅、潛) | 五   | 七八  | 〇・七八 | 四   | 一〇一 |              |
| 總計             | 一五五 | 七一四 | 〇・七六 | 一三三 | 九四〇 |              |

即ち一九三六年末には日米海軍力比率は七割六分であつて、補助艦だけの比率は九割五分である、然し現存條約のまゝ押し越んで行くと一九三九年末頃には條約量一杯になつて日米比率は六割四分に下る。

華府會議の時は現有勢力と云ふものを討議の基礎としたが倫敦條約の時は日本の方が現有勢力が上だつたので現有勢力を基礎とせずして遮二無二何割と云ふ事にして終つた。倫敦條約當時の補助艦勢力と條約規定の兵力とを比較して

| 米      | 日            | 本            |
|--------|--------------|--------------|
| 倫敦條約當時 | 條約限度         | 倫敦條約當時       |
| 甲巡     | 一隻(10,000)   | 一隻(10,000)   |
| 乙巡     | 一〇隻(100,000) | 一八隻(180,000) |

|    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 甲巡 | 一隻(10,000)    | 八隻(80,000)    |
| 乙巡 | 一〇隻(100,000)  | 一八隻(180,000)  | 二一隻(184,000)  |
|    | 約一九隻(193,300) |
|    | 八隻(80,000)    |
|    | 七〇零噸十七隻       |
|    | 二、八七一隻級九隻     |

物故條約に依  
たる所

見ると右表の如くなる。

即ち右に依つても判る如く倫敦條約は米國に取つては軍備改善條約であつて條約が出来たが爲却つて均勢の取れた良き海軍が整頓すると云ふ結果に立ち至つたので條約がなければ却々海軍の整備の出来ない米國が條約を結んだお蔭で日本を足踏させて置いて其の暇に自國海軍の擴張が出来たと云ふ結果になつたのである。

#### 比較主義の不

元來軍備權を比率を以て割當てるといふ事は甚だ不合理である。比率を以てしては各國の安全を保持し難さのみならず、各國の國力に差等を附するが如き状況を呈して國民の自尊心を傷け國際平和を庶幾する所以でない。

支那といふ國は元來專大思想の國である、米人ハーチンス大佐は「支那は唯力とのみ恐れる國」と評して居る。それで華府條約などで日本が當時諸般の見地から劣勢比率となつたのを見て日本を軽視し彼の排日偏日の態度は日に増し

深刻化して行つたものと觀察する人も少くない。彼の滿洲、上海事變の如きも其の由來する所の如き國家差別主義に遠因を持つて居つたとも見られる。

比率主義の不合理なることは英國に於ても幾多の共鳴者がある。英國のカスタンス大將は「抑各國の海軍力を比率で決めるといふ方針は根本から誤つて居る。日本が英米との均等を要求するのに對して之を拒否する理由はない、各國にその防備の必要なだけの海軍力を許すのが當然であつて、その結果造船競争が起るといふ者があるが、それは杞憂である。造船競争には自ら限度がある比率で拘束するから不満が起つて却て國際情勢を悪化するのである」云々と。又英國のストラボルギー卿も次の様に云つて居る。「華府會議當時日本は列國と協調する精神を以て所謂五・五・三の比率を受諾したが、此の事が爾來日本國民の精神を刺戟した、日本は最早列國と協調の政策は採らないであらう、日本は今やその國防の不安の爲に英米と均等の海軍を要求して居る、若し此の要求にし

て容れられずんば日本は條約を破棄するであらう。是は日本の面目にも關することで日本の要求する所は尤であると思ふ。「ベルサイユ」條約に於て我等は獨逸に「タンク」も重砲も、軍用飛行機も大戰艦も持つ事を禁じて終つた是が爲

爾來獨逸は非常な不滿を禁じ得ない。若し我等にして恐にも日本に對して獨逸に課したと同様なことをしたら大變なることになる。我等は須く日本の均等要求を容るべしである。一度軍備平等の原則にして確立したらんには各國は枕を高くして寝るを得べく、而して是が最も安價なる國防である」云々と。又米國にも正論はあるのであつて一九三三年十二月號のネーバル・インスチチュート紙上に米國現役中佐ブラント氏は次の如く論じて居る。「凡ての國家は均等の主權を持つものである、故に軍縮の協定に於て、何れかの國を劣等國扱ひすることは獨立宗主權の原則を顕落せしむるものだ、均等を缺く比率を課することは一種の侮辱を加ふることであつて、如斯は調停を敗戦國の地位に置かんとする意

圖から來たものであるから之を課せられた圖は最近の機會に於て此の桎梏から脱却せんと努むるのは當然のことである」云々と。又一九三四年三月廿六日クラスチヤン・サイエンス・モニター紙上に於て評論家アボット氏は「海軍會議の準備工作」と題して次の様に論じて居る。「一九三五年會議を悲觀するものは其の理由として日本の均等要求故に極東及歐洲に於ける戰爭發生の可能性を擧げて居るが距離の關係上米國として亞細亞海面に於て日本海軍を破り、又は比島を防衛し得る海軍を建造すること能はざると共に、他方假令日本に均等を與ふるも日本は米國の太平洋岸は懸か布哇に於てさへも米國海軍と戰ひ得る海軍を作ること不可能であるから米國に對して危險にはならない。故に寧ろ米國は英米海軍を縮少すると共に日本海軍に相當の擴張を認むることに依り日本に均等を與へんとの提議を以て會議に臨むべきである云々」と。又本年八月廿六日サンフランセスコ・クロニクル紙上に於てスタンフォード大學教授アルベール・

グラール氏は「米國に海軍政策ありや」と題する長論文を掲げて左の如く論じて居る。「来るべき海軍々縮會議の成功を期せんとせば先づ米國政府に於て潜水艦廢棄の思想を棄てねばならぬ、潜水艦は小國に取つて最上の防禦的武器である。潜水艦による商船の攻撃を非人道的と非難するけれ共、大都市に對する空襲に較ぶれば問題にならない。更に一萬噸以上の艦船全部を廢棄し軍備樓の均等を認めねばならない。比率主義の如きは時代遅れである、現行五・五・三の比率の如き何等意味を爲さないものである」と、今度の會議に斯う云ふ眞眼の士許りがあつたら會議の成功は疑ひない。

近頃我國で或る極めて一小部分の者ではあるが「軍縮會議に於て比率なんて何うでもよい、須らく外交工作に依て對外關係を開闢すべし」といふ様な説をなす者がある。抑も外交工作とは何ぞやと云ひ度くなる。外交工作とは手品でも何でもない。外交工作で無より有を生することは出来まい。口先で丸めて無

力の國が有力の國と變ずる筈はない。外交工作とは要するに自己の姿の反映である。實力が伴つて初めて外交工作は出来るのであつてその外交の支援をするものは實に其の國力と軍備である。

イソワブ物語に斯ういふのがある。或る時鼠と猫とが協定を結んで蜜を穴倉に蓄へて互に之を嘗めないといふことにした。翌日鼠が蜜の斐を覗いて見ると大分蜜が減つて居る、するい猫奴が嘗めたといふことはわかつて居るがそれでも鼠は恐る／＼云つた「猫さん大分蜜が減つた様だね」と、横着物の猫は素知らぬ顔をして「大方誰か嘗めたんだらう」と。翌日鼠が斐を覗くと更に蜜が減つて居る、「猫さんまた蜜が減つて居るよ」といふと猫は惜々しげに復たも「フ・ン大方誰か嘗めたんだらう」と答へた。更に翌日鼠が蜜斐を覗いて見たら斐はもう空になつて居た。あまりのいま／＼しさに「猫さんお前が嘗めたんだらう」と云つたら猫は忽ち本性を顯して「何を、生意氣な

小鼠奴が」と云つて只一口に歯を喰つて終つた。

之は一場の譬話に過ぎないが實力を備へない協定は如何に外交的辭令を並べた所で所詮は何等當てにする事の出來ないものである。

米國のプリーストル提督は其の上院に於て議員の質問に答へ「日本は自己の領海に作戦するものであり、吾人は遠距離に作戦するものであるから非常に大なる比率の巡洋艦を持たねばならぬ」と。我々から聞いては甚だ趣かならぬ事を不氣で言つて居るが事實我國の海軍は我が國防の安固を確保するより外他意ないのであつて、毫も侵略的內容を有して居るものではない。吾人は他國を攻撃するに足る海軍力を要求するのではない、他國より攻撃せられた時之に對抗するに足る海軍力を整備しなければならないと絶叫するのであつて、即ち各國共に「攻むるに足らず守るに足る」海軍を備へて居れば茲に勢力の均衡を得て國際間の平和が保たれるのである。

「攻むるに足らず守るに足る海軍」を各國が整備するには何うしても高度軍備國が其の攻撃的軍備を縮限するが必要であつて我々は決して軍備を擴張せんとするものではない。新しくして初めて軍縮の目的たる國防の安全感を充足し、

國際關係の好轉を期待することが出来る。

海軍力と云ふものは頗る移動性に富んで居るので、忽ちの裡に其全兵力を所要の地點に集めることができるといふ點が陸軍兵力と其の趣を異にして居る。

我々は英米の陸軍兵力が如何に増大され様と、少しも痛痒を感じない。只接壤國たる蘇國陸軍が蘇滿國境に増大集中される場合には關心を持たざるを得ないけれども、それも一條の西比利亞鐵道で大軍の輸送は相當の日數を要する。

米國が大西、太平兩洋に艦隊を二分して置いても、その合図は極めて容易で、今春の經驗によると全艦隊でも僅か二日許りで巴奈馬運河を通過して終つた。

如斯移動性が大きいから米國に陸軍一個師團増設されても別段痛痒を感じないが戦艦一隻が建造されでは直ちに我が國防神經にビリツと廻じるのである。

軍縮協定といふものは開戦時に於ける兵力を平時から定めて置くものであつて、即ち平時に於ける戦略である。平時少い數の軍艦を持つて居ても、戦争になつたら大急ぎで造ればよいと考へる人があるかも知れないが、軍艦といふものは秀吉の小田原攻めの時の石垣山の城見たいに一夜で出来るものではない。日露戦争二十箇月間に於ても世界大戦五十箇月間に於ても戦争が始まつてから建造に着手した軍艦で戦争に間に合つたものは一隻もない。今年の一月英國海軍省の發表した所によると「九千噸の六吋砲巡洋艦一隻を建造する努力で八千噸の貨物船二十七隻を造る事が出来る」と云つて居るが、六吋砲巡洋艦にして尚且つ然り、況んや十六吋砲を有する三萬五千噸の戦艦に於てをやである。

軍艦を造るよりも間年月を要するのは之を使ひこなす軍人の養成である、海

### 量と質

軍の一等下士官一人を養成するには十数年の歳月と數萬圓の金が掛る。況んや艦長以下將校准士官等の幹部に於てをやである。又是等の訓練されたる將校以下下士官兵が新造の軍艦に乗つても現代科學の神を聚めた複雑精巧なる各種兵器が艦長の手足を動かす如く圓滑に運轉し、即戰闘の目的に副ふ様に活動する爲には更に數ヶ月の訓練が必要なのであつて、海軍力といふものは決して一朝一夕で出来るものではない、古人曰く兵を養ふは千日、兵を使ふは一朝と。

次に量と質とに就いて檢討を加へて見たい、我國では昔から寡を以て衆を破ることを武士道の理想として居つた。是は質が遠くから出來るのであつて兩方共質が同じであつたなら衆が寡に勝つに極つて居る。荒木又右衛門と雖も敵が又右衛門と同質であつたなら三十何人所か一人を仆すことも出来まい。

質とは人的要素の如き無形的技術と今一つは艦種の相違に依る質とがある。

夫の出羽鐵が四十二貫の巨艦を擁しながら二十四五貫の小兵の力士に負けるこ

とがある。若し山羽織にして其の頭腦の働き、腰のねばり、相撲の業等に於て此の小兵の力士と判じであつたなら決して負ける筈はない。軍艦に於ても三萬五千噸の主力艦と一千噸の潜水艦とが他に補助部隊なくして、所謂裸で立向つたならその比は三十五對一であつても潜水艦の特質を以て善く主力艦に對抗し得る場合もある、是即ち質の相違の然らしむる所である。

此の潜水艦は我が海軍の武器であつて、小兵にして敏捷な而も機の下の力持見ないに苦しくて地味な仕事にも不平を洩さぬ日本人の使用するには適して居るが、大海軍を擁して平素賛澤に刷れて居る國民には潜水艦の様な苦しくて地味な仕事は向かないのである。さればいつの軍縮會議でも潜水艦の全廢又は縮減を持ち出すのは英米の如く大海軍を擁して居る國である。

戦闘力と云ふものは形而上形而下各種の要素が集つて成立つものであるから元より數字を以て表すことは困難であるが、甲乙兩軍の指揮官以下戦闘員の能

力、精神力、術力に差異少しきに至つたなら數の大小が戦闘力を左右する最大の要素となつて來るのである。海戦と云ふものは恰も練兵場に於ける戦闘の様なものであるから近代戦闘に於ては多くの場合歴的優者が戦闘に於ける勝者となつて居る、その例は次の如し。

| 戰爭     | 海 | 陸       | 國名 | 總      | 排水量 | 比率 | 勝敗 |
|--------|---|---------|----|--------|-----|----|----|
| 日      | 清 | 日       |    |        |     |    |    |
| 豐島沖海戦  | 日 |         |    | 一一・一〇六 | 一〇〇 |    | 勝  |
| 黃海海戦   | 清 |         |    | 四・二五〇  | 三八  |    | 敗  |
| 旅順攻撃   | 日 |         |    | 三九・六八四 | 一〇〇 |    | 勝  |
| (二月八日) | 露 |         |    | 三五・三〇〇 | 八八  |    | 敗  |
|        |   | 一八四・六九〇 |    | 一〇〇    |     |    | 勝  |
|        |   | 一二〇・七〇四 |    | 七一     |     |    | 退却 |

|          |   |   |         |     |    |
|----------|---|---|---------|-----|----|
| 黄海(八月十日) | 露 | 日 | 一四一・三七五 | 一〇〇 | 勝  |
|          |   |   | 九九・四九〇  | 七一  | 敗退 |
|          |   |   | 五三・八〇二  | 一〇〇 | 勝  |
|          |   |   | 三七・一〇五  | 六〇  | 敗退 |
|          |   |   | 二二一・三九〇 | 一〇〇 | 勝  |

一四一・三七五  
一〇〇  
勝

九九・四九〇  
七一  
敗退

五三・八〇二  
一〇〇  
勝

三七・一〇五  
六〇  
敗退

二二一・三九〇  
一〇〇  
勝

一〇〇  
勝

全敗

全敗

| 勝敗      |   |         |     |    |  |
|---------|---|---------|-----|----|--|
| 大湖調査    |   |         |     |    |  |
| 日本海々戦   |   |         |     |    |  |
| ドワガーバンク | 英 | 一三三・四〇〇 | 一〇〇 | 勝  |  |
| 海戦      | 獨 | 九〇・四〇〇  | 六八  | 敗退 |  |
| コロネル沖海戦 | 英 | 二八・九〇〇  | 八七  | 全敗 |  |
| フオーランド沖 | 獨 | 三三・〇三二  | 二〇〇 | 勝  |  |
| 海戦      | 英 | 七〇・八八〇  | 一〇〇 | 勝  |  |
|         | 獨 | 三三・五七〇  | 五〇  | 全敗 |  |
|         |   |         |     |    |  |

|          |   |           |     |    |
|----------|---|-----------|-----|----|
| ジュットランド沖 | 英 | 一・一四四・六二二 | 一〇〇 | 勝  |
| 海戦       | 獨 | 六六二・五〇二   | 五八一 | 退却 |

一・一四四・六二二  
一〇〇  
勝

六六二・五〇二  
五八一  
退却

甲乙兩軍がその質に於て全く同じ時は、兩軍被害の歩合はその戦闘力（攻撃力）の自乗に反比例すると云ふ事は、常識的にも明かであるが之を數學的にも證明出来るのである。

例へば十隻の勢力と六隻の勢力と戰へば六隻の方は十と云ふ大なる被害を受けてそれを六隻の小數で分擔しなければならないのに十隻の方は六と云ふ小さな被害を受けて而も之を十隻といふ多數の艦で分擔するから數の大小は二重に働いてその被害の歩合は $10^2$ と $6^2$ となるのである。之を自乗比の法則(Z-square law)と云ふので之を數學的に計算すると次の様になる。

今、質を全く同じうする十の勢力を有する軍と六の勢力を有する軍と相關よ

時一分間に互にその攻撃力の5%を敵に與ふると假定する時には、十三分五十一秒にて劣勢軍全滅して優勢軍は尙八の勢力を残存する、是を表示すれば左の如し。

| 時間(分)                            | 軍勢優  | 軍勢劣  |
|----------------------------------|------|------|
| 1                                | 10.  | 6.   |
| 2                                | 9.71 | 5.51 |
| 3                                | 9.45 | 5.03 |
| 4                                | 9.21 | 4.56 |
| 5                                | 8.99 | 4.11 |
| 6                                | 8.80 | 3.66 |
| 7                                | 8.63 | 3.23 |
| 8                                | 8.48 | 2.80 |
| 9                                | 8.35 | 2.38 |
| 10                               | 8.24 | 1.96 |
| 11                               | 8.15 | 1.55 |
| 12                               | 8.08 | 1.15 |
| 13                               | 8.03 | 0.75 |
| 13 <sup>m</sup> -51 <sup>s</sup> | 8.01 | 0.34 |
|                                  | 8.00 | 0.00 |

$$\text{勢力遞減法則} \quad \begin{cases} n_1 = \frac{N_1 + N_2}{2} e^{-kt} + \frac{N_1 - N_2}{2} e^{kt} \\ n_2 = \frac{N_1 + N_2}{2} e^{-kt} - \frac{N_1 - N_2}{2} e^{kt} \end{cases}$$

$$\text{劣勢軍全滅時間} = \frac{1.151}{k} \log_{10} \frac{N_1 + N_2}{N_1 - N_2}$$

$$\text{優勢軍残存勢力} = \sqrt{N_1^2 - N_2^2}$$

$$N_1 = \text{優勢軍} \quad N_2 = \text{劣勢軍}$$

$$k = \text{破壊力}, \text{上例の場合は } 0.05$$

$$n_1 = \text{任意時間後に於ける } N_1 \text{ の残存勢力}$$

$$n_1 = " \quad N_2 = "$$

$$t = \text{時間}$$

帝國の次期軍縮會議に要求するものは我國防の安固を期し得る、即ち國防の安全感を他國と均等に享し得る海軍力であつて、断じて他國を侵略せんとする海軍力を要求するものでない事は上來述べ來つた通りであつて、此の帝國の公正妥當なる要求にして容れられる如き協定は断じて之を排斥すべきである

と思ふ。

從來の軍縮會議に於て英米が我に劣勢比率を強ひんとして用ゆる武器は何時も造艦競争の四字であつた。外國より来る新聞電報にはいつも「日本の國力を以てして均等海軍を要求するなどは不都合である」といふ意味のことを云つて時に造艦競争を仄めかして感嘆せんと試みて居る。

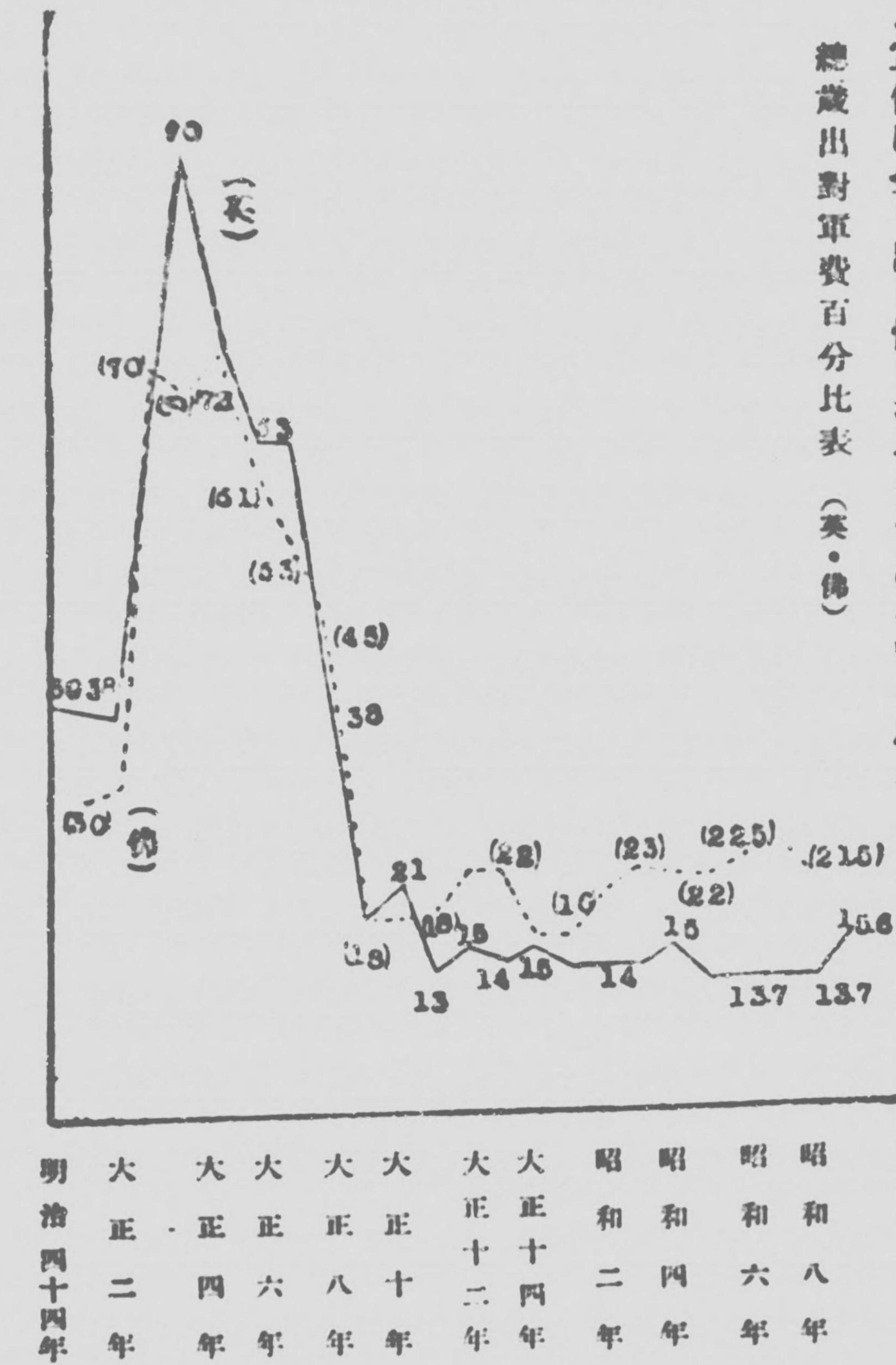
吾々の要求する所は前にも述べた如く我海軍力を英米のレベル迄引上げんとするのでなく高度軍備國のレベルを吾々のレベル迄引下げんとするのである。國防の安全感を均しくする爲には色々の方法があるであらう。然しそれは軍縮の具体的對策に觸れて来るから持札を最初から相手に示すが如き對策の發表を當局に迫るが如きは差し控へなければならぬ。具體的對策に至つては當局に全幅の信頼を置く方が賢明の策である。

若し外國が今迄通り造艦競争を以て威嚇して來ても日本國民の忠節心は其の

國防の安全感を充足する迄は、假令薪に臥し膳を嘗むるとも届するものに非ざる事を斷乎として外國に示さなければならない。況んや造艦競争と云ふ事態に立ち至るとも海軍當局には既に成算があるのであるから、國費も既存條約を維持する場合に比し大した膨張を來すことなく充分外國と對抗して行くことが出来るのである。造艦競争に於て苦痛を感ずるのは我のみに非ず彼も亦同様であるといふことを念頭に置く必要がある。

古來戰爭に敗れて潰れた國はある。然し軍備の競争で潰れたといふ國は未だ寡聞にして之を聞かない。軍備の競争に金がかかると云つても戰爭に較べれば誠に微々たるものである、英國の軍費は總歳出に比して昭和八年に一三・七%であるが世界大戰の初期大正四年には實に九〇%を費した。佛國は昭和八年に二一・五%であるが大正三、四年頃には七〇%であつた。その狀況は次表の通りである。故に戰爭は避けなければならぬ、戰争を避けんとせば戰争の保險

總歲出對軍費百分比表（英・佛）



米國の經濟狀 世人は米國を以て非常に經濟上餘裕ある國の様に思つて居るが、果して然る況、今之に就て一瞥を與へて見よう。

### 國民一人當所得

| 昭和八年        | 米國     | 日本       | 出 所         |
|-------------|--------|----------|-------------|
| 大正二年(世界大戰前) | 三五一(佛) | 五八(圓)    | 米國は全米產業協會調査 |
| 昭和八年        | 一六五    | 日本は大藏省調査 |             |

即ち彼は世界大戰前に比し一割一分強減少して居るに對し我は三倍以上に増加して居る。我國の農村は今非常に疲弊して居るが國家全体としては國富は増加して居るので之を國民一人當にすると前記の數字となる。

輸出入合計

|      | 米          | 國          | 日 | 本 | 出 | 所                   |
|------|------------|------------|---|---|---|---------------------|
| 大正二年 | 四、二七六(百萬弗) | 一、四三〇(百萬圓) |   |   |   | 大藏省年報及東京<br>商工會議所調查 |
| 昭和七年 | 二、九三五      | 二、九八二      |   |   |   |                     |

彼は世界大戦前に比し六八%に減じて居るに對し我は二倍餘に増加して居る增加に過ぎない。

就職者對失業者率

|      | 米    | 國    | 日 | 本 | 出 | 所          |
|------|------|------|---|---|---|------------|
| 昭和四年 | 八・一% | 四・五% |   |   |   | 米國は労働統計局調査 |
| 昭和七年 | 三・七% | 五・八% |   |   |   | 日本は社會局調査   |

昭和四年より七年迄に米國の失業者は四倍に増加したが日本は僅か二割餘の增加に過ぎない。

昭和八年日米國債の現況

|      | 米           | 國          | 日 | 本 | 出 | 所                   |
|------|-------------|------------|---|---|---|---------------------|
| 對國富% | 二三、五三八(百萬弗) | 八、一三九(百萬圓) |   |   |   | 大藏省年報及東京<br>商工會議所資料 |
|      | 九・一二%       | 七・三九%      |   |   |   |                     |

(註) 右の外昭和八年度米國は赤字公債約四十億弗を發行す

國民所得に対する租稅(國稅地方稅合計)

|   | 本     | 昭和七年 | 一二・三% |
|---|-------|------|-------|
| 米 | 同     | 右    | 一四・四% |
| 國 | 昭和六年  |      | 二五・〇% |
| 國 | 昭和五年  |      | 二一・七% |
| 國 | 大正十四年 |      | 一七・七% |
| 國 | 昭和六年  |      | 一四・四% |

卸賣物價指數（大正三年を100とする）

|      | 米<br>國 | 日<br>本 | 出<br>所           |
|------|--------|--------|------------------|
| 大正三年 | 100    | 100    | 米國はプラツド・ストリート誌所載 |
| 昭和八年 | 91.3   | 162.2  | 日本は商工會議所調査       |

米國は物價を釣上げ景氣の向上を策してN.R.Aを實施したが、その効果は思ふ様に行かず、世界大戦前に比し尙低下して居る有様である。

以上は極めて大難把ではあるが、米國の經濟状態は決して樂觀すべきものに非ざることを知るに足らう。

外國の宣傳に  
信へよ

次に注意したいのは外國の宣傳に惑はされたり威嚇されたりしてはならぬと云ふことである。日本人は元來正直であつて殊に武士道を尚ぶ國柄であるから宣傳や謀略をやることを潔しとしない。即ち宣傳が嫌いであるから自分でやら

ない。その爲外國の宣傳には極めて戒せられ易いのである。日本は日露戦争以来外來宣傳の毒素に甚しく冒されようとした。其根源が日露戦役の媾和會議に露岡全權として渡米したウイツテであつたと云ふことを聞くに至つては實に驚き入るの外はない。當時ウイツテはレーニンやトロツキーの革命運動の爲に露軍の士氣が阻喪し、戦争繼續の不可能なることを痛感し、媾和促進論に傾いて居つたと云ふことであるが、他方、日本が勝つたのは舉國一致して能く出征軍を後援したことが大きな原因であるとなし、何とかして日本の舉國一致を破り將來の復讐戦に備へようと考へ、その結果軍部を誹謗し國民と軍部とを割くを最良の策と考へ、「日本には軍閥といふものがあつて、その軍閥が日本を支配して居る、日本の軍閥は外國を侵略せんと企てゝ居る、惡むべきは軍閥である、國民ではない」といふ風に宣傳して種々の形で日本人の耳目に觸れしめた。然し滿洲事變以來此の運動も大方屏息した様であるのは同慶に堪へない。けれ共

外國の宣傳は絶えず日本に指向せられて居る。今度の軍縮會議に於ても外國の  
悪宣傳は旺んに入つて来るに相違なく殊に會議が難關に差し掛つて來ると最も  
猛烈になつて來るに相違ない。倫敦會議の時にも軍縮問題で妥協が出來れば移  
民法をも改訂するとか、東洋に於ける日本の優越權を認めるとか、種々様々の  
宣傳があり邦人の一派でも之を信する者さへ有つた様だが、是等は何れも空虚  
であつたことは事實が之を證明して居る。宣傳は宣傳だと氣が着かない様に仕  
組んで來る處にその危險性がある。

前述した造船競争の威嚇なども外國が常に宣傳に用ゆる手であるから我國民  
は決してそんなことに嚇かされてはならない。或は又滿洲問題や南洋委任統治  
の問題等を何等かの形式で持ち出したりアリューシャン群島方面に示威的行動  
を取つたり、その他色々の事に因縁付けて再び我に劣勢比率を強ひんとする態  
度に出て來るかも知れないが、如斯問題は海軍兵力量の問題とは別問題であつ  
て滿洲國が列國の承認する所となれば、日本の國防が脅かされても關はないと  
云ふ理窟はなく又根據地の防備が増大されても我に脅威を與へるのは根據地で  
なくて之に占據する艦隊であると云ふことに注意し、國民は決して惑はされて  
はならない。

其の他我國論を分裂薄弱ならしむる爲に凡ゆる手段を探るかも知れない。

一致團結せよ

過去の軍縮條約締結當時、遺憾ながら我國論は終始一致して居たと云へなか  
つた。之は海軍の説明が足りなかつた責もあるが、國民が軍備に對する認識が  
不足して居つたので、華府會議當時或る新聞はまるで英米の提灯持ちをして居  
る様に「戦艦七割論は國民的願望に非ずして、之は海軍の願望である、之を國  
民の名によつて誇稱して居るに過ぎない」と云ふ意味の論説を掲げ、態々會議  
地まで出掛けて行つた有力實業家は米國提案を受諾する様我全權關を説き廻つ  
たり、甚しきは米國新聞に日本は米國の六割で結構などと寄稿した記者もあつ

た。倫敦條約當時も或る新聞は「潜水艦が五萬二千噸になつたからとて之は英米と均等ではないか、この位の犠牲は國際協調の精神から我慢しなくてはならない、若し海軍が之を頑張り通して會議を決裂させたら、その責任は日本が負はなければならない」と、まるで外國人の云ひさうなことを云つた。一方米國に於ては國務長官スチムソン氏は上院議員の質問に答へて左の通り言つて居る。「日本當局を動かしたものは製艦費の問題ではない、どんな貧乏國でも脅威を受けながら製艦競争を止めるやうなものはない、私は此の條約の出來たことに就いて日本政府の前に販幅して敬意を表する」と。

我國民は一致團結必死の思ひで國際聯盟脱退の決意をした。來るべき軍縮會議の成否は國家盛衰の別れる所である、此の膝一度屈したならば復た伸す機會はない、我主張を貫徹せよ、國防の安全感を伴はない様な不利なる、屈辱的な條約は断じて結んではならぬ。國民は一致團結、一個の弾丸となつて此の難

關を突破しなければならない。

昭和九年八月稿

(終)

